

令和 8 年度第 1 回大府市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和 8 年 7 月 1 日（水） 午後 2 時 00 分～ 3 時 50 分
場所	大府市役所 2 階 2 0 2 会議室
出席者	委員：渡辺哲雄、矢野和雄、大林優子、永谷ゆかり、中井外志美 オブザーバー：森下貴仁、加納桃子 事務局：福祉部長原田好美、福祉まると相談課長 中本真、福祉まると相談課係長 杉浦英憲、福祉まると相談課主任 村上夏希、福祉まると相談課相談支援員 中島崇、高齢障がい支援課長 深谷雄紀 社会福祉協議会事務局長 鈴置繁雄、社会福祉協議会権利擁護係 熊野俊、社会福祉協議会権利擁護係 杉田妃奈子
欠席者	山崎弘平、田中真弥
傍聴者	0 名

敬称略

1 あいさつ

【福祉部長】

2 自己紹介

3 会長、副会長の選出

委員からの推薦により会長に渡辺哲雄委員、副会長に矢野和雄委員に決定。

4 議題

(1) 令和 7 年度大府市成年後見制度利用促進基本計画の実績について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委 員】成年後見制度利用促進を推進するには、市民に制度を知ってもらう努力を続けること。市民のできるだけ身近に相談できる窓口があること。地域連携ネットワークを大切にすること。後見制度の受け皿を整備すること。以上 4 点が大切である。

【委 員】市民後見人養成研修の修了生に市民後見人として活動してもらえそうか。

【事務局】令和 7 年度の修了生は 4 名である。そのうち 2 名は現役で就労中であり、当面の活動は難しいものの、将来的には市民後見人として活動したいとの意向を示している。また、残り 2 名については、市民後見人としての活動はハードルが高いと感じており、法人後見の支援員のような形での活動を希望している。

【委 員】すでに活動している市民後見人第 1 号の方との座談会などを実施し、実際の活動内容を聞くことで、活動のハードルがそれほど高くないことが伝わり、自分も市民後見人として活動してみようという気持ちになってもらえるのではないか。

【事務局】今後市民後見人登録バンク登録者向けのフォローアップ研修等の中でそのよ

うな機会を設けていく。

(2) 令和7年度法人後見（大府市成年後見制度利用促進委託）の実績について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員】法人後見で受任している方のうち、令和7年度中に死亡された方を除く11名の居住形態はどうか。

【事務局】在宅の方が5名と施設入所されている方が6名です。

【委員】現金輸送と日常生活自立支援事業の違いは。

【事務局】日常生活自立支援事業は、金銭管理に課題があるものの、契約能力がある方が利用している。一方、現金輸送は、専門職後見人が担当する被後見人等に対し、後見人に代わって現金を届けるなどの事実行為として行われている。そのため、利用者に違いがある。

【委員】珍しい事業だと思うが、始めた経緯は。

【委員】大府市成年後見センター発足前は、知多地域権利擁護支援センターが法人後見等を担い、定期的に現金を届けるなど、きめ細かな支援を行っていた。その後、センター発足に伴い専門職後見人への引継ぎが進められたが、専門職後見人では定期的に現金を届ける対応が困難であった。このため、従前の支援内容を補完する形で現金輸送の仕組みを整備し、現金を届ける業務については大府市社会福祉協議会が担うこととなった。そういった経緯がある。

(3) 令和8年度大府市成年後見制度利用促進基本計画の事業実施計画について

【委員】権利擁護サポーター事業について、説明された事業の制度設計は、市民後見人登録バンク登録者が将来の受任に向けて実践的な経験を積むことを目的としているようだが、それだけではなく、より幅広い活動ができることとよい。民法改正後は、現在のように後見人が全てを担うのではなく、権利擁護支援ネットワークの中でチームによる支援が重視される。その中で、権利擁護サポーターは重要な役割を担う人材になると考えられる。そのため、受任を目的とした育成に限らず、多様な役割を担うことを前提とした人材育成ができれば、先進的な取組になるのではないか。

【事務局】権利擁護サポーター事業については、専門職後見人の業務を妨げるものではなく、その支援・補助を行いたいという思いで開始するものであるが、専門職の立場から権利擁護サポーターの活動はどのように捉えているか。

【委員】弁護士等の専門職後見人では対応が難しい部分を補完する仕組みとして有用であると考えられる。一方で、責任は後見人が負うこととなるため、どのような方がどのように活動するのかが不透明な点については懸念もある。

【委員】権利擁護サポーターは、毎月異なる方へ訪問するのか、それとも毎月同じ方のところへ訪問するのか。

【事務局】被後見人との信頼関係が築けるよう、毎月同じ方のもとへ訪問することを想定している。後見人との役割分担や責任の所在等については、慎重に検討したいと思っている。今後助言を頂きたい。

(4) 第2期大府市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

- 【事務局】補足です。本日の成年後見制度利用促進基本計画の策定の資料を作成した当時は、法改正案について審議中であったため、「法改正案」や「予定」といった表記をしているが、6月24日に公布がされたため、このあたりの表記については施行待ち等の表現に修正をしていきます。
- 【委員】法改正後の運用は依然として不透明な部分もあるが、計画には一定程度、法改正の内容を反映させる必要があると考える。その上で、今回の計画で最も重要なのは、制度が終了した後も本人が安心して暮らし続けられるための環境をどのように整備していくのか、それが地域に求められる。制度終了後、家族による支援を受けられる人はよいが、そうでない人を地域でどのように支えていくかが重要であり、その基盤となるのが地域連携ネットワークである。本人を地域で支える体制が整っていないければ、制度を適切に終了できるケースも終了が難しくなる。法改正を踏まえた計画とするのであれば、「制度が終了できる仕組み」を目指す姿勢を計画の中で示す必要がある。不透明な状況の中でどこまで記載できるかという課題はあるものの、その視点がなければ内容としてやや物足りない印象を受ける。
- 【委員】制度を適切に終了できるための環境整備は、全国の市町村や中核機関においても検討が進められている課題であるため、今後も情報収集に努めながら検討を進めていく必要がある。
- 【委員】財産管理に関する代理権が付与されていた方が制度利用を終了した後、金融機関がどのように対応していくのかについても注視していく必要がある。これまで裁判所から財産管理に関する代理権が認められていた方が、制度終了後に単独で財産管理を行うことは、金融機関にとっても一定のリスクを伴うと考えられる。そのため、金融機関においては、こうした方の銀行利用を想定し、有事の際の金融機関の責任を一定程度整理できるような新たな金融商品の検討が進められているとの話もある。
- 【委員】金融機関においても、財産を預かることができるような新たな仕組みづくりが検討されているとの話もあるが、現時点では今回の計画にそこまで盛り込むことは難しいと考える。そのため、「制度を適切に終了できる後見」という視点を踏まえ、制度終了後も本人を地域で支えることができるよう、地域連携ネットワークの強化を計画に位置付けることが望ましいのではないかと。
- 【事務局】出口支援の一つとして、社会福祉法の改正も位置付けられている。社会福祉法の改正についても触れながら、制度終了後の支援を見据えた地域連携ネットワークの強化について、計画の中でより充実した内容として位置付けていくことが望ましい。
- 【委員】12頁の2（3）について、「新たな類型」との記載があるが、法改正後は類型という概念がなくなるため、表現を修正した方がよい。また、「補助」と「特定補助」が並列に記載されているが、特定補助は特別な権限が付与された補助人が選任されるものであり、補助と並ぶ類型ではないため、記載を整理した方がよい。

- 【委員】事例検討会議については継続実施とされているが、多くの学びが得られる場でもあるため、今後、市民後見人の育成を強化していくのであれば、市民後見人も事例検討会議に参加できるような体制を整備することも有効ではないか。
- 【事務局】前向きに検討します。
- 【委員】9頁（3）後見人支援の件数について、支援件数が減っているが、どう分析しているか。
- 【事務局】実績は延べ件数であるため、頻回な対応を要するケースの有無によって件数が左右されることが要因であると分析している。また、件数には大府市社会福祉協議会からの相談も含まれているが、大府市社会福祉協議会の相談対応力が年々向上し、自己解決できるケースが増えてきていることも、件数に影響していると考えられる。
- 【委員】13頁以降に「早期発見」や「早期に把握」という表現があるが、本人の視点に立つと、「発見」や「把握」ではなく「相談」などの表現の方が適切ではないか。「発見される」という表現は本人の主体性が感じられず、当事者意識の観点からも違和感があるため、表現を見直した方がよい。
- 【事務局】支援者が主語となった表現になっているため、本人の視点を意識した表現となるよう見直したいと思う。一方で、市長申立てで関わるようなケースの方については、本人自ら相談することが難しいケースも多いため、そのような場合には、周囲の支援者や関係機関による早期の気づきや適切な支援につなげる視点も必要となる。バランスをとっていきたい。
- 【委員】計画の策定に当たっては、常に本人の視点に立ち、当事者意識を意識しながら検討を進めることが重要である。
- 【委員】17頁にある「後見開始前から開始後まで切れ目のない支援体制の構築」にある「開始後」とは、「申立て開始後」という理解でよいか。
- 【事務局】「申立て開始後」ではなく、「受任後」を意味している。市長申立てで関わるケースでは、申立てを行ってから後見人が選任されるまでの間、本人が抱える課題に対して正式な権限に基づく対応ができない期間が生じるため、その点にもどかしさを感じている。この空白期間について、何らかの形でフォローできる体制を整えていきたいと考えている。また、家庭裁判所においても、後見開始決定に係る手続が円滑に進むよう、引き続き協力をお願いしたい。
- 【委員】空白期間において、どのような支援や対応が必要となるのか。
- 【事務局】医療機関への支払いや本人の生活に必要な費用の支払いなど、必要な金銭の出し入れが生じる。特に入院中のケースでは、後見人が選任されるまでの間、医療機関に支払いを待ってもらうことも少なくない。
- 【ワザバー】家庭裁判所としても、できる限り後見開始の審判に係る事務の迅速化に協力していきたい。また、申立てから後見人選任までの空白期間については、本人に不利益が生じない形で財産管理が行われているのであれば、特段問題はない。
- 【委員】計画策定においては、法改正の内容を踏まえることは不可避である。計画にどこまで盛り込むかについては難しい面もあるが、次の4点については、可

能な限り反映させていくことで、法改正を意識した計画になると考える。

①制度が終了できる仕組み

冒頭で述べたとおり

②制度利用の必要性の把握

法改正後は、従来のように判断能力のみで制度利用を決定するのではなく、必要性に応じて制度を利用する仕組みとなる。そのため、本人の生活状況を適切にアセスメントし、支援者が必要性を的確に把握することが重要となる。この点については、地域連携ネットワークの機能の中で対応していくことが考えられる。

③制度利用時における本人の同意の確認

本人の同意が原則必要となることから、本人に対してどのような説明やアプローチを行ったのかについて、家庭裁判所からより厳密な報告が求められる可能性がある。同意が得られない場合については、その判断基準の整理も必要であり、この点は施策4「意思決定支援の充実」の中で整理できる事項である。

④後見人の交代に関する相談支援

後見人の柔軟な交代についても課題として挙げられ、例えば「補助人と合わない」といったケースも含め、どのように対応するかが論点となる。こうした場合の相談窓口として、中核機関の役割が求められるのではないかな。

【ワザバー】市民後見人の受任については、養成研修を修了しても受任に結び付かないケースが多く、受任のハードルが高いとの意見があった。現状では、親族後見人の候補者がいないこと、資産が高額でないこと、親族間の対立がないこと、また法的に複雑な課題がないことなどを基準として対象事案を整理している。市民後見人が受任するケースは比較的難易度の高い事案であることについて、候補者に適切に周知することで、活動への参画につながるのではないかな。

(5) その他

第2回会議は令和8年9月25日（金）を予定している。場所は大府市役所2階203会議室となります。